

憲法改正問題に取り組む全国アクションプログラム  
宮崎県弁護士会主催・2023年度憲法講演会

# 敵基地攻撃と日米一体化 ～防衛費倍増は国民負担に～

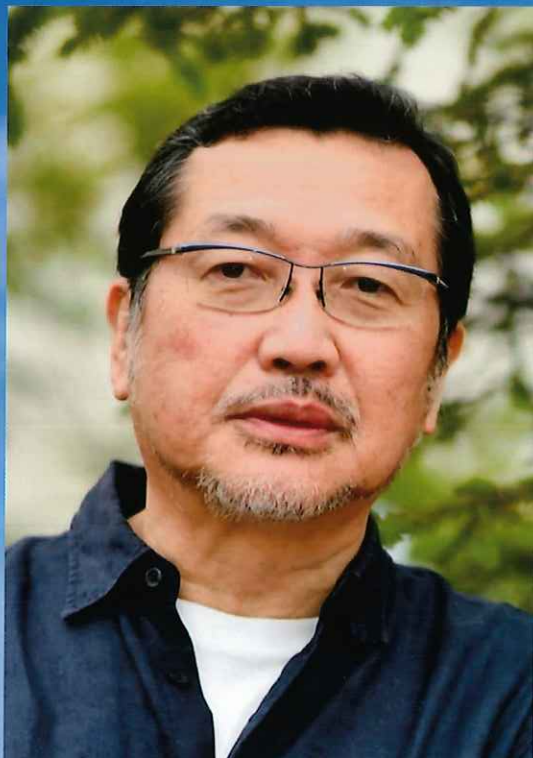
2024年3月16日(土)

14:30～16:30(開場14:00)

宮崎市民プラザ4階ギャラリーにて  
(宮崎市役所本庁舎横)

予約不要  
入場無料

防衛ジャーナリスト  
半田滋氏



(プロフィール)

1955年生まれ。下野新聞社を経て、91年中日新聞社入社、元東京新聞論説兼編集委員。獨協大学非常勤講師。法政大学兼任講師。海上保安庁政策アドバイザー。92年より防衛庁(省)取材を担当。2007年、東京新聞・中日新聞連載の「新防人考」で第13回平和・協同ジャーナリスト基金賞(大賞)を受賞。

著書に、「台湾侵攻に巻き込まれる日本 安倍政治の『後継者』、岸田首相の敵基地攻撃と防衛費倍増の真実」(あけび書房)、「戦争と平和の船、ナッチャン」(講談社)、「変貌する日本の安全保障」(弓立社)、「安保法制下で進む!先制攻撃できる自衛隊—新防衛大綱・中期防かもたらすもの」(あけび書房)、「検証 自衛隊・南スーダンPKO—融解するシビリアン・コントロール」(岩波書店)、「零戦パイロットからの遺言—原田要が空から見た戦争」(講談社)、「日本は戦争をするのか—集団的自衛権と自衛隊」(岩波新書)、「僕たちの国の自衛隊に21の質問」(講談社)、「『戦地』派遣 変わる自衛隊」(岩波新書)＝09年度日本ジャーナリスト会議(JCJ)賞受賞、「自衛隊vs北朝鮮」(新潮新書)などがある。

主催：宮崎県弁護士会／共催：日本弁護士連合会、九州弁護士会連合会  
お問い合わせ 宮崎県弁護士会 ☎(0985)22-2466

## 敵基地攻撃と日米一体化～防衛費倍増は国民負担に～

令和4年12月の閣議決定後、日本が反撃能力（敵基地攻撃能力）を有することについての議論が活発化しています。当会は、令和5年11月29日付で、反撃能力が憲法9条に違反するという立場を明確化して保有に反対する会長声明を発しておりますが、政府与党をはじめとして反撃能力保有に肯定的な意見が複数出されているのが現状です。

今回、当会が主催して、防衛ジャーナリストの半田滋さんをお招きして、この問題についてご講演をいただくことになりました。日本が反撃能力を持つことにはどのような意味があるのか、皆さんも是非一緒に考えてみませんか。

### 宮崎県弁護士会

#### 「反撃能力（敵基地攻撃能力）」の保有に反対する会長声明

1 政府は、2022年12月16日、新たな国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画を閣議決定し、弾道ミサイル攻撃等がなされる場合に相手国の領域（敵基地のみならず日本でいえば防衛省本省や首相官邸など国家中枢の指揮統制機能を含む。）に有効な反撃を加える能力として、いわゆる「反撃能力（敵基地攻撃能力）」を保有し、活用していく方針を明らかにした。そしてそのための費用を含む防衛費を、今年度から2027年度までの5か年で総額43兆円に拡大、GDP比2%に達することを目指すとし、今年度予算に計上された過去最大の防衛費のさらなる積み増しを行おうとしている。

しかしながら「反撃能力（敵基地攻撃能力）」の保有は、憲法9条に違反し許されない。

2 従来政府は、憲法9条のもとでも「専守防衛」に限って個別的自衛権の発動は認められるとし（1972年政府見解）、憲法9条2項が保持を禁ずる「戦力」は、「自衛のための必要最小限度を超える実力」であると説明してきた。そして他国に直接脅威を与えるICBM、中距離・長距離弾道弾、長距離核戦略爆撃機、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母などの攻撃的兵器は、「戦力」にあたるため保有しないとする「専守防衛」に徹する立場が繰り返し確認されてきた。

今般の「反撃能力（敵基地攻撃能力）」は、上記政府の憲法解釈における個別的自衛権の発動の要件、とりわけ実力の行使は日本に対する外国からの武力攻撃の排除のために必要な最小限度のものに限られ、他国の領域における武力の行使は基本的に許されないとする「専守防衛」の原則にも反し、また、相手国の領域に直接脅威を与える攻撃的兵器の保有として「戦力」の保持に該当することも明らかであって、憲法9条に違反するものである。

3 また当会もその違憲性を繰り返し指摘してきた安保法制が施行されている現状において、「存立危機事態」における集団的自衛権の行使として「反撃能力（敵基地攻撃能力）」が用いられた場合、日本への攻撃着手すらない段階での相手国の領域への先制攻撃となり、「専守防衛」の逸脱はいっそう明らかである。

4 そしてひとたび「反撃能力（敵基地攻撃能力）」に基づき相手国の領域への攻撃がなされれば、当然に相手国の報復や反撃を招くことが避けられず、武力行使の応酬となり、日本に住む人々の多大な犠牲と広範な国土の荒廃をもたらしかねない。

宮崎県には、特に緊急時の米軍の使用も想定されている新田原基地があり、武力行使の応酬となった場合には攻撃対象となり周辺住民の命が危険に晒されるおそれがある。

5 歴史的にも、軍力による抑止が「破綻」して二度の世界大戦を含む多くの戦争が発生している。日本国憲法は、原子爆弾による壊滅的な被害を経て、政府の行為によって二度と戦争の惨禍が起こることのないよう決意し、全世界の国民の平和のうちに生存する権利を確認し、国際紛争について武力を手段として解決せず、対等な立場で対話と協調を積み重ねる外交努力によって解決することで、私たちの安全と生存を保持し国際平和を生み出すことを謳っている。そうした憲法のもとに生きる私たちは、戦争の準備ではなく、平和の構築のため人間の安全保障1を基本にあらゆるレベルでの国際交流と外交努力によって武力衝突の回避に力を尽くすべきである。

6 よって当会は、憲法9条に違反する「反撃能力（敵基地攻撃能力）」の保有に反対する。

2023年（令和5年）11月29日

宮崎県弁護士会

会長 永友 郁子